大阪、昭45不39、昭47．9．22

# 命　　令　　書

申立人　　泉州銀行従業員組合

被申立人　　株式会社 泉州銀行

## 主　　文

1　被申立人は、Ａ１に対し、次の措置を含め、昭和44年６月16日以降、同人が解雇されなかったと同様の状態に回復させなければならない。

⑴　原職に復帰させること

⑵　解雇の日から原職復帰の日までの間、同人が受けるはずであった賃金相当額を支払うこと

2　被申立人は、縦１メートル、横２メートルの白色木板に下記のとおり明瞭に墨書して、本店および高石支店の従業員の出入口付近の見やすい場所に１週間掲示しなければならない。

記

年　月　日

泉州銀行従業員組合

執行委員長　Ａ１　殿

株式会社　泉州銀行

代表取締役頭取　Ｂ１

当株式会社泉州銀行は、貴組合執行委員長Ａ１氏を昭和44年６月16日づけで解雇し、また同氏の解雇に抗議して３回にわたり当銀行本店前に立てられた貴組合の組合旗お

よび立看板を無断で撤去しましたが、これらの行為は、労働組合法第７条第１号および第３号に該当する不当労働行為であることを認め、ここに陳謝いたしますとともに、今後このようなことを繰り返さないことを誓約いたします。

以上、大阪府地方労働委員会の命令により掲示します。

理　　由

第１　認定した事実

１　当事者

被申立人株式会社泉州銀行（以下「銀行」という）は、本店を肩書地に置き、また大阪府下泉州地区を中心に36支店、２出張所を設けて銀行業を営む会社であり、その従業員は約1,200名である。

申立人泉州銀行従業員組合（以下「組合」という）は、銀行の従業員20名で組織する労働組合で、全国地方銀行従業員組合連合会（以下「地銀連」という）に加盟している。

なお、銀行には、組合のほかに従業員約1,000名で組織する泉州銀行労働組合（以下「第二組合」という）がある。

２　労使関係の推移について

⑴　Ａ１を中心とする執行部の成立について

ア　組合は、銀行の創立１年経過後の昭和27年４月に、約100名の従業員が参加して結成された。その後組合員の中には、執行部の労使協調の方針に反対し、職場の労働条件を積極的に改善しようとする動きが徐々に高まった。

イ　こうした中で、29年４月に、大学卒業と同時に入社したＡ１（以下「Ａ１」という）は、最初に配属された和歌山支店で組合の代議員に選出され、31年には執行委員会書記になるなど活発な組合活動を行なった。

ウ　32年の春闘に際し、組合は、銀行に対して一率15％の賃上げを要求したが、銀行は平均10％の賃上げ回答をゆずらなかった。一方当時の執行部は、組合員の要求を貫徹せよとの強い意見にあったため、窮地に陥り、賃上げに関する交渉権限を組合

の代議員会に一任したため、代議員会は賃上げ交渉委員会を組織し、Ａ１は、その委員長に選出された。この委員会は、銀行と団体交渉を再開し、一率12%の賃上げを実現した。

また、この間に開催された組合の定期大会でＡ１は執行委員長に選出された。

⑵　32年以降のＡ１の組合活動について

ア　Ａ１は執行委員長就任後、積極的に情宣活動を行ない、また、翌33年の組合大会には、懸案となっていた地銀連加盟問題を提起し、これを実現させた。このようにしてＡ１は、組合活動家として評価されるようになり、以後同人は、35年まで引続き執行委員長に選出され、また、36年の春闘では組合にとって始めてのストライキを指導した。

イ　一方36年に入ると、大阪における金融関係労働組合によって、大阪全金融労働組合連絡協議会（以下「大阪金融共闘」という）が結成され、Ａ１はその議長に就任したため、執行委員長の職を辞した。しかし、38年には再び執行委員長に就任し、同時に、この年に銀行との間で成立した組合専従者に関する協定の始めての適用者として、翌39年８月まで休職した。

なお専従期間が満了したのち、Ａ１は組合専従前についていた本店営業部長代理の職にもどったが、間もなく忠岡支店長代理に任命された。しかし、同人はこの間も引続き執行委員長として活動を続けた。

さらにＡ１はその後、現在にいたるまで執行委員長の役職にある。

⑶　第二組合の結成について

ア　40年の暮から41年にかけて組合は、女子従業員の深夜残業問題および計算事務合理化に伴う腱しょう炎補償問題をはじめとするさまざまの職場闘争に取り組んだ。しかしこの腱しょう炎闘争の一環としてＡ１らが青森銀行における腱しょう炎闘争の実情を調査しようとして取り組んだ青森派遣問題をめぐって、日ごろＡ１を中心とする執行部の政治問題に対する取組み等に批判的であったＣ１ら中央委員の一部が、この青森派遣は職場の反対を押切って行なった執行部の横暴であると主張して、41

年１月に中央委員を辞任し、労使協調を基調とする第二組合を結成した。

イ　第二組合は、結成後、組織人員を急激に増大させたが、一方組合の組合員は41年４月には、32名にまで減少した。

⑷　Ａ１の降格および上之郷支店への配置転換について

ア　組合分裂をめぐる職場の混乱が続いていた41年３月、銀行は、Ａ１に対して出勤率の不良を理由に、忠岡支店長代理の職を解き、一般行員に降格した。

イ　翌４月に入り、Ａ１をはじめ組合の青年部長、婦人部長、中央委員を含む９名の組合員は上之郷支店に配置転換された。それまで同支店には、12名の従業員が就労しており、これら従業員は組合に６名、第二組合に６名が加盟していた。しかし、上記配置転換と同時に銀行が、組合員３名、第二組合員６名全員を他に転出させたため、同支店の従業員はすべて組合員となった。組合は、銀行のこのような配置転換に際して、①現在、上之郷支店には職制を除き12名の従業員が働いており、組合員および第二組合員はそれぞれ６名である。しかるに、 今回の配置転換が実施されれば､12名全員が組合員となってしまう｡これは上之郷支店のみに組合員を集中し、組合の活動を阻害しようと企図したものである、②同支店は銀行内でも定評のある不採算支店であり、銀行が一時閉鎖の意向をもらしたこともあって、従業員間には同支店への配置転換を敬遠する傾向がある。このような支店へ執行委員長を含め、多数の組合員を配置転換することは、組合に対するいやがらせである、と抗議したが、銀行は両組合の間に紛争が起こることを回避するために行なった配置転換であるとしてこの抗議を受けいれなかった。

⑸　分裂後の組合の活動について

ア　41年５月に入ると、銀行は全従業員に対して、事務服の胸に名札をつけるよう業務命令を発した。これに対し組合が、これは労働条件にかかわる事項であるので、事前に組合と協議し、その了解を求めるべきであるのに、この手続きをふまないで一方的に業務命令を発した銀行の態度には承服できないとして、名札の着用を拒否したところ、銀行は業務命令違反であるとして組合員23名を譴責処分に付した。

イ　組合は、銀行が女子従業員を深夜労働に従事させることが多かったので、分裂以前から銀行に、改善するよう要求を続けていたが、期待する結果が得られなかったため、44年３月に入って、所轄の岸和田労働基準監督署長にこの事実を繰り返し申告した。

その結果、翌４月に同監督署長は銀行に対して改善勧告を行なった。また組合は、前記女子従業員の腱しょう炎問題に関する闘争も引続き行なった。

ウ　さらに組合は、組合員以外の従業員にも影響のある職務職階給の導入に反対する闘争等にも積極的に取り組んだ。

エ　このため、分裂後少数組合となった組合の諸活動は第二組合員等にも相当の影響を与え、44年５月に行なわれた銀行の健康保険組合の代議員を選出する選挙に立候補したＡ１らは、組合の組織人員を約５倍上回る得票を得た。

３　44年７月17日のＡ１の行動等について

⑴　組合は、44年の春闘を大阪金融共闘の指導のもとに闘うことを決定し、同年４月17日の全国統一ストライキには正午から午後１時までいっせいに休憩し、さらに午後１時から30分間の時限ストライキに入ることをきめた。

ところで高石支店には、当時支店長以下25名の従業員が働いていたが、支店長らを除く同支店の従業員はすべて第二組合員であった。

ところが、統一ストライキの前日である４月16日に組合員であるＡ２（以下「Ａ２」という）が、上之郷支店から転勤を命じられ、高石支店で勤務するようになったためＡ２は高石支店の従業員中ただひとりの組合員として孤立する状態となった。

⑵　４月17日午前８時50分ごろ、Ａ２は高石支店食堂の壁に「４・17全国統一ストライキに私達組合も参加します。泉州銀行従業員組合」と記載したポスターを貼付した。当時、本店および高石支店を含む各支店には第二組合の掲示板はあったが、組合の掲示板は本店以外にはなく、このため各支店では組合は、食堂の壁に、とくに銀行に許可を求めることなくポスター等を貼付することが多かったが、銀行がこのことについて異議をとなえることはなかった。ただ組合が、食堂以外の場所に、ポスター等を貼

付した場合にかぎって、銀行が組合に撤去するよう要請し、組合がなおこれを放置した場合銀行が撤去する例があったが、組合に無断で破棄したという事例はなかった。

⑶　上記のポスターを貼付したのちＡ２がそのかたわらでビラを整理していたところ、第二組合員のＣ２（以下「Ｃ２」という）が入ってきて「こんなところにビラを張ったのは誰や」と言いながら、いきなりポスターを破りすてた。Ａ２がこれに抗議するとＣ２は「変なところに変なものを張るな」と言って出ていった。Ａ２はさっそくこの事実をＡ１に電話で報告した。なお、Ｃ２はかつて本店人事部に勤務していたことがあり、組合が貼付したビラ等に関する従来の慣行については承知していた。

⑷　Ａ２からの報告を受けたＡ１は、直ちに、Ｃ２に電話をかけ「ポスターを破ったらしいが、どこのポスターか知ってのうえでのことか」と詰問した。

これに対してＣ２は、組合のポスターであることを承知していたが「どこのか知るかい」と答えた。そこでＡ１は、Ｃ２に役席と電話をかわってほしいと要請した。しかし、Ｃ２が「自分でかけなおせ」といって応じなかったため、Ａ１は「これから話をつけにいくから待っとれ」といって電話を切った。そして高石支店の支店長代理であるＢ２（以下「Ｂ２」という）に電話をかけなおし、Ｂ２がＣ２に命じてポスターを破棄させたものではないことを確認したうえ、これからＣ２に抗議に行く旨を告げた。

⑸　Ａ１の当日の行動予定によると、上之郷支店においてストライキを指導したのち、地銀連の会議に出席するため午後から上京する予定であったが、この問題が今後に及ぼす影響は多大であると考え、またストライキを目前にひかえて孤立状態にあるＡ２に対し、Ｃ２らからさらに攻撃が加えられるかも知れないので、早急に対処する必要があると考えて、直ちに高石支店に出かけることとした。そして、上司の許可を得たのち、本店に勤務するＡ３（以下「Ａ３」という）および泉大津支店に勤務するＡ４（以下「Ａ４」という）の両執行委員に同行を求めた。そこで、両名も上司に許可を求め、その承認を得たのち、Ａ１ら３名は午前11時10分ごろ高石支店に到着した。

⑹　入店後、Ａ３およびＡ４の両名は応接セットに着席したが、Ａ１は直ちにＣ２に近

づき、話合いにきたのでちょっときてほしいと呼びかけた。しかしＣ２が「仕事中やからあかん」と拒否したため、Ａ１は「それでは役席の許可をもらってくる」と述べてＢ２の了承を求めた。Ｂ２は当初ためらっていたが、結局「ちょっとやで」と言って許可した。

そこで、Ａ１が、Ｃ２の席に赴いたところ、Ｃ２はちょうど手形貸付の書類を作成し始めたところであった。Ａ１がＣ２に役席の許可をもらってきたので話合いに応じてくれるよう要請したところ、Ｃ２は「ちょっと待ってくれ」と言って応じなかった。そこでＡ１が、何分ぐらい待てばよいかと聞くと、Ｃ２は「何分かかるかわかるかい」と答えた。このためＡ１はＣ２の机と椅子の間に割って入り、Ｃ２の背広の両えりをもって椅子から引き上げようとした。これに対してＣ２が立上ろうとして不安定な姿勢になったところを、Ａ１が左に振るようにしたため、Ｃ２は仰向けに倒れ、後頭部を打撲した。その際、Ｃ２の椅子がうしろにすべって近くのカウンターにあたり音をたてた。これをみてＡ１は、倒れているＣ２に「なにしてんや」と声をかけ、Ｃ２を起こそうとした。このとき周辺にいた従業員もかけより店内は一瞬騒然となった。なお、当時店内には14人ほどの客がいた。

その後、Ａ１ら組合側とＣ２、Ｂ２らは店内の宿直室でＣ２のポスター破棄のことについて、話合いを行なった。

このあとＣ２は、医師の診断を受け、後頭部打撲により全治１週間と診断された。さらにＣ２は翌18日別の医師の診断を受け、上記と同様に診断され、２日間勤務を休んで通院したのち出勤し、平常の勤務に服した。

４　Ａ１に対する解雇について

銀行は、Ａ１の上記行為を重視して、いままでに例のない賞罰委員会を組織し、実情調査を開始した。

その後同年５月24日にいたって、この賞罰委員会はＡ１の上記行為は暴力事件であり、これによって、①銀行業務に支障をきたした、②銀行の信用に著しい悪影響を及ぼした、③行内の秩序維持上きわめて悪影響を及ぼした、との３点を常務会に報告した。この報

告を受けた常務会はＡ１に対する措置について検討した結果、同人を懲戒解雇に処すべきであるとの結論に達した。しかし銀行は、結局Ａ１を同年６月16日づけをもって普通解雇に付した。

なお、本件についてＣ２はなんら問責されなかった。

Ａ１は、この解雇を不当であるとして、大阪地方裁判所に身分保全の仮処分を求める申請を行ない、これに対して同裁判所は、45年４月14日、銀行に対し、Ａ１を従業員として仮に扱い、解雇の日以降の賃金を仮に支払えとの旨の決定を行なった。

５　組合旗および立看板の撤去について

組合は、44年８月、９月および翌45年３月の３回にわたり、Ａ１の解雇に対する抗議のストライキを行なうとともに、各ストライキに際して組合旗数本および「泉州銀行はＡ１委員長の不当解雇を撤回せよ、金融共闘地銀連泉州銀行従業員組合」と記載した立看板約20枚を銀行の敷地外である本店前の国道沿いに立てた。

これに対して銀行は組合に、このような行為は銀行の建物の美観をそこない、銀行の信用を失墜させることになるので撤去してほしいと要請した。しかし、組合がこれを拒否したので、銀行の人事部長Ｂ３（以下「Ｂ３」という）らは、国道管理事務所長と面談し上記組合旗および立看板を撤去してほしい旨要請した。そこで、同事務所長は、組合に撤去するよう求めたが、組合は応じなかった。このためＢ３らは、再度同事務所長に撤去を申し入れた。しかし、同事務所長が撤去しなかったのでＢ３らは、銀行の手で撤去することを決意し、この旨同事務所長に申し出て撤去した。そして、銀行は以上のような行為を、上記の３回にわたる組合の組合旗の掲揚等に際して行ない、また撤去した組合旗等をいずれの場合も２週間ないし１ヵ月留置し、組合の返還要求に応じなかった。

第２　判断

１　Ａ１に対する解雇について

組合は、本件解雇は、かねてからＡ１の活発な組合活動を嫌悪していた銀行が同人のＣ２に対する抗議行動をとらえて暴力行為であるとし、行内秩序を維持することに名を

借りてＡ１を銀行から排除し、もって組合を壊滅させようとしてなしたものであって、明らかな不当労働行為であると主張する。

これに対して銀行は、Ａ１が営業時間中に必要もないのに高石支店に赴き、執務中のＣ２に対し暴力を振ったことは否定できない事実であり、このＡ１の行為によって、銀行は業務の遂行を阻害されただけでなく、信用を著しく傷つけられたので、就業規則に基づき、本来なら懲戒解雇に処すべきところ、とくにＡ１の将来をおもんぱかって普通解雇にとどめたものであると主張する。

よって、以下この点について判断する。

⑴　44年４月17日のＡ１の行動について

ア　まず、Ａ１が就業時間中にもかかわらず高石支店に出かけたことの当否についてみる。

当日正午からのストライキ突入をひかえて、転勤後間もない高石支店において、ただ１人で活動することとなったＡ２に対し、周囲から圧力を加えられるのではないかとＡ１が心配していたことは推認するに難くないところである。したがってＣ２のポスター破りの件についてＡ２から報告を受けたＡ１が、かねてからの危惧が現実のものになったとして、急きょＣ２に電話をかけて抗議したことは当然のことと言える。しかも、Ｃ２の行為については、Ｃ２自身が本件審問において軽卒であったと認めていることからみても、もし当初の段階でＣ２がすなおに自己の非を認め、Ａ１に陳謝していたならば、本件解雇は起こり得なかったと考えられる。

しかるにＣ２は、自らの非を認めるどころか、逆に挑発的な言辞をもってＡ１を刺激し、このためＡ１ら３名が高石支店に抗議のためかけつけなければならなくなったのである。以上の経過からみて、Ａ１が高石支店に赴いたことには十分理由があり、しかもＡ１は、同支店に赴くにあたって上司の許可を受けているのであるから、Ａ１が就業時間中、高石支店に赴いたことにはなんら非難されるべき点はない。

イ　ところで、高石支店にかけつけたＡ１に対するＣ２の応待ぶりは、まったく誠意を欠くものであったといわなければならない。Ｃ２としては、上司であるＢ２がＡ

１に許可を与えていることもあるから、Ａ１の抗議に対し、自己の行為について釈明すれば問題がなかったにもかかわらず、逆にことさらに刺激的な言動をもってＡ１を挑発しているのである。このＣ２の言動に憤激したＡ１がＣ２の背広の両えりをつかんで立上がらせようとし、不安定な姿勢となったＣ２を横に振るようにしたため、Ｃ２が仰向けに倒れ、負傷したことは前記認定のとおりである。この点について組合は、Ｃ２が自らの非をかくすためにわざと倒れたものであると主張するが、Ｃ２が後頭部を打撲するほど仰向けに倒れていることからみて、その主張は採用しがたく、Ａ１がある程度の有形力を行使したことは認めざるを得ない。

ウ　銀行は、Ｃ２に対するＡ１の上記の行為をとらえて、①銀行業務に支障をきたした、②銀行の信用に著しい悪影響を及ぼした、③行内の秩序維持上きわめて悪影響を及ぼした、との３点をあげて同人を解雇し、本件においてもこれらの理由によって正当に解雇したものであると主張する。そこで、上記３点について検討する。

(ｱ) まず上記①についてみると、銀行は、Ａ１の行動によって店内が一瞬騒然となり、そのため業務が停滞したと主張するが、この紛争が惹起した原因は、Ｃ２の態度に帰因するものであったことからみれば、若干業務が停滞したとしてもその責任をすべてＡ１に帰せしめることは妥当ではない。

(ｲ) つぎに上記②についてみると、紛争がおきた当時店内に14名ほどの顧客がいたことは前記認定のとおりであり、これら顧客のうち紛争を目撃した者がある程度動揺したであろうことは推認するに難くないが、その後銀行の営業成績が著しく低下したという疎明はないのであるから、銀行の上記主張は採用し難い。さらに当日顧客に動揺を与えたことの責任がＡ１にのみ帰せられるべきものではないことは言うまでもない。

(ｳ) また上記③についてみると、行内が騒然となったのは一瞬のことであり、しかもその責任の一端はＣ２にも存するのに、Ｃ２に対しては何んら問責していないことからみれば銀行はＡ１を非難することのみ急で、行内が騒然となったことの原因についての究明をなんら行なっていないと言わなければならず、銀行の主張

は容認し難い。

以上のようにＡ１は、Ｃ２の挑発に乗って営業時間中、しかも顧客の面前で前記認定のような行動に出たものであって、この行動はＡ１が組合の執行委員長という責任ある立場におかれていることから考えれば慎重を欠くものであったとのそしりを免れないであろうが、Ａ１をこのような行動に走らせたＣ２の行動も当然非難されてしかるべきものである。

しかるに、銀行がＣ２の行動についてはまったく不問に付していることは、はなはだしい片手落ちと言わなければならない。しかも前記認定のようにＡ１の本件行動が銀行に与えた影響は軽微なものであって、極刑ともいうべき解雇に価するとは考えられないから、本件解雇は酷に失するというべきである。

⑵　Ａ１の組合活動に対する銀行の態度について

そこで、Ａ１の組合活動に対する銀行の態度についてみる。

Ａ１が長年組合の執行委員長として活発な組合活動を続けてきたことは前記認定のとおりであり、このようなＡ１の組合活動を銀行が快く思っていなかったことは、分裂さわぎがまだおさまっていない41年３月に同人を一般行員に降格し、さらに翌４月には多数の組合員とともに上之郷支店に配置転換している事実に如実に認めることができる。

もっとも銀行は、上記の降格処分はＡ１の出勤率が不良であったためであると主張するが、Ａ１の出勤率が他の従業員にくらべて望ましい状態でなかったのは、執行委員長としての業務によるものが多く、しかも従前からこのような状態であったのに、このことついて銀行がかつて注意したという事実も認められない。しかるにわざわざ分裂さわぎの時期をとらえて降格していることは同人の組合活動を理由とする不利益扱いであると推認せざるを得ない。また上之郷支店への配置転換については、銀行が自ら組合対策であると認めていることからも明らかなように、銀行がＡ１らの組合活動を嫌悪して行なったものであることは明白と言わなければならない。

しかもＡ１は、分裂後も執行委員長として職場の要求を実現するために努力し、ま

た本件解雇がなされる直前には女子従業員の深夜労働問題に関し岸和田労働基準監督署長に繰り返し申告を行ない、さらに女子の腱しょう炎問題に関する闘争等に取り組むなどその活動は第二組合員にも相当の影響を及ぼすようになっていたのであるから、このようなＡ１の組合活動を銀行がいっそう嫌悪するにいたったであろうことは推認するに難くない。

⑶　結論

以上総合して判断すると、本件解雇はＡ１の44年４月17日の行為を奇貨として同人を一挙に銀行から排除し、もって組合の組織を弱体化しようと企図してなされたものであって、労働組合法第７条第１号および第３号に該当する不当労働行為と言わざるを得ない。

２　組合旗および立看板の撤去について

組合は、Ａ１に対する本件解雇の撤回を要求して組合が銀行の敷地外に立てた組合旗および立看板を銀行が一方的に撤去したのは、正当な組合活動を抑圧する不当労働行為であると主張する。

これに対して銀行は、組合の上記の行為によって建物の美観がそこなわれ、かつ信用を傷つけられたので、やむなく正当な手続きをふんで行なった自衛行為であると反論する。

よって、以下この点について判断する。

⑴　まず、組合にとって、執行委員長であるＡ１の解雇が重大な打撃となったことは容易に推認できるところであって、組合がストライキをはじめ抗議行動を展開したことは当然のことと言えよう。そして、組合としては、その抗議行動の一環として銀行を広く一般市民に訴え、もって闘争を有利に展開しようとして前記認定のような組合旗や立看板を立てるという行動に出たことが認められるのであって、その戦術は正当な組合活動の範囲をこえているとは言えず、非難されるべき点はない。

⑵　これに対し銀行は、組合旗や立看板によって建物の美観がそこなわれ、かつ、信用を傷つけられたというが､組合旗等はいずれも建物に付着して立てられたものでなく、

国道沿いに立てられており建物の美観をそこなうようなものであったとは認められない。また、立看板の文言はＡ１に対する不当解雇を撤回するよう要求しているのみであって、ことさらに銀行の信用を失墜させるような文言は記載されておらず、さらに上記組合旗の掲揚によって銀行の営業成績が低下したという疎明もない。

したがって、組合旗等を無断で撤去した銀行の本件行為は、正当な組合活動を抑圧しようとするものであって労働組合法第７条第３号に該当する不当労働行為と言わざるを得ない。

なお銀行は、組合旗等を撤去するに際しては、国道管理事務所長の許可を得ている旨述べているが、たとえ同事務所長の了解を得て行なったものであるとしても前記判断を左右するものではない。

以上の事実認定および判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条および労働委員会規則第43条によって主文のとおり命令する。

昭和47年９月22日

大阪府地方労働委員会

会長　川　合　五　郎